

千葉県条例第68号

千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
<p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員(管理職手当を受ける者</p> <p>を除く。以下この条及び第5条において同じ。)のうちその属する職務の級が千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号。以下「給与条例」という。)別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の下線100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における教育職員に関する第4条第1号の規定の適用については、同号中「及び第20条の7」とあるのは、「、第20条の7及び附則第3項から第5項まで」とする。</u></p>	<p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)</p> <p>を除く。以下この条及び第5条において同じ。)のうちその属する職務の級が千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号。以下「給与条例」という。)別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の下線100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="869 1585 1385 1957"> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 1585 1136 1713">令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td data-bbox="1136 1585 1385 1713">100分の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 1713 1136 1841">令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td data-bbox="1136 1713 1385 1841">100分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 1841 1136 1957">令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td data-bbox="1136 1841 1385 1957">100分の7</td> </tr> </tbody> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5						
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6						
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7						

<p>3 給与条例附則第17項（<u>同条例</u> 附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、給与条例附則第17項の規定により算出された額の<u>100分の4</u>に相当する額を支給する。</p> <p>4 給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、給与条例附則第17項の規定により算出された額と給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料の額との合計額の<u>100分の4</u>に相当する額を支給する。</p> <p>[新設]</p>	<table border="1" data-bbox="869 190 1380 436"> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td> <td>100分の9</td> </tr> </table> <p>3 給与条例附則第17項（<u>給与条例</u>附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例附則第17項の規定により算出された額の<u>100分の10</u>に相当する額を支給する。</p> <p>4 給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、給与条例附則第17項の規定により算出された額と給与条例附則第21項から第24項までの規定による給料の額との合計額の<u>100分の10</u>に相当する額を支給する。</p> <p><u>5 附則第2項の表の左欄に掲げる期間における附則第3項及び前項の規定の適用については、附則第3項及び前項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8				
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9				

（千葉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（義務教育等教員特別手当） 第20条の5 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ</p>	<p>（義務教育等教員特別手当） 第20条の5 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ</p>

て

、規則で定める。

3～5 [略]

附 則

[新設]

[新設]

別表第2

表 [略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に 7, 500円

を加算した額とする。

る。

て、校務類型（規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、規則で定める。

3～5 [略]

附 則

（教育職の給料の額の特例措置）

28 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における別表第2備考第2項の規定の適用については、附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「31, 700円」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「24, 200円」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則別表第3

令和8年1月1日 から同年12月 31日まで	11, 500 円	4, 000 円
令和9年1月1日 から同年12月 31日まで	15, 600 円	8, 100 円
令和10年1月1 日から同年12月 31日まで	19, 600 円	12, 100 円
令和11年1月1 日から同年12月 31日まで	23, 600 円	16, 100 円
令和12年1月1 日から同年12月 31日まで	27, 700 円	20, 200 円

別表第2

表 [略]

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は この表の額に 31, 700円を、その職務の級が5級である職員の給料月額は この表の額に 24, 200円を加算した額とする。

(千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p><u>(20) 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(21)～(29) [略]</u></p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者<u>(第11条の2において「教育職員」という。)</u>が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度<u>におよぶ</u>ときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第11条の2 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち、規則で定める者が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>第11条の3</u> [略]</p> <p>(災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第18条 災害時における外勤作業に従事</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(20)～(28) [略]</u></p> <p>(教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度に<u>及ぶ</u>ときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第11条の2</u> [略]</p> <p>(災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第18条 災害時における外勤作業に従事</p>

する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び**別表第2（28）の項**において同じ。）が発生した際に屋外（本市の区域内に限る。）で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

（特殊勤務手当の額）

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（21）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教 員特 殊業 務に 従事 する 職員 の特 殊勤 務手 当	[略]	
	第10条 第1号イ 及びウの 業務	日額 <u>7,</u> <u>500円</u>
	[略]	

する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び**別表第2（27）の項**において同じ。）が発生した際に屋外（本市の区域内に限る。）で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

（特殊勤務手当の額）

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（20）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教 員特 殊業 務に 従事 する 職員 の特 殊勤 務手 当	[略]	
	第10条 第1号イ 及びウの 業務	日額 <u>8,</u> <u>000円</u>
	[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(20) 多 学年 学級 を担当 する職 員の 特殊 勤務 手当	多学年学 級の担当 業務	日額 290 円	[削る]	[削る]	[削る]
(21) ~ (29) [略]			(20) ~ (28) [略]		
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項の規定による教職調整額並びに千葉市職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当) 第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号） 第2条第21号 ）の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第2の給料表の1級である職員（特定任期付職員を除く。）の例により支給する。	(特殊勤務手当) 第12条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号） 第2条第20号 ）の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第2の給料表の1級である職員（特定任期付職員を除く。）の例により支給する。